

愛知地方最低賃金審議会
第3回 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和3年9月29日(水)午後3時00分～午後4時45分
- 2 場 所 名古屋合同庁舎3階共用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名
- 4 議 題 令和3年度 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 労働者側委員からは「はん用機械器具製造業は生産量を含めて全国1位である。一方、本年の他県の特賃はおおむね28円から32円で全会一致の結審と聞く。そこで、前回までは引上げ額32円を提示していたが、28円に変更したい。これは全国の審議状況や中小企業の状況も踏まえたこと、地賃がこれまでのように引上げられるとはん用機械器具製造業は地賃に埋没する恐れがあること、さらに使用者側の意見も考慮したものである。」との主張であった。
 - (2) 使用者側委員からは「緊急事態宣言の解除が決定されたところではあるが新型コロナウイルスの感染拡大は冬に向けて懸念されるところであり、感染収束に向けた見通しは不透明である。経済情勢はコロナ前の水準までには戻っておらず、その戻り方も業種、企業により大きな格差がある。また、他県との金額比較の話があったが、愛知は愛知の中で、労使間でさらに議論したいと考えている。引き続き慎重に検討していきたい。提示金額は変わらず17円としたい。」との主張であった。
 - (3) 公益委員が労使双方委員と個別打合せを行う。
 - (4) 部会長が、「審議を重ねてきたが、労使の合意には至らず、この後に審議を重

ねても労使の一致点は見出しがたい」と判断し、公益案として“引上額 20 円、時間額 968 円”が提示され採決となった。

- (5) 採決の結果、賛成多数となり、公益案どおりで結審した。その上で、同内容にて本年 10 月 14 日開催予定の愛知地方最低賃金審議会へ報告することとされた。

6 配付資料 なし

愛知地方最低賃金審議会
第3回 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会

日時 令和3年9月29日(水) 午後3時から
場所 名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

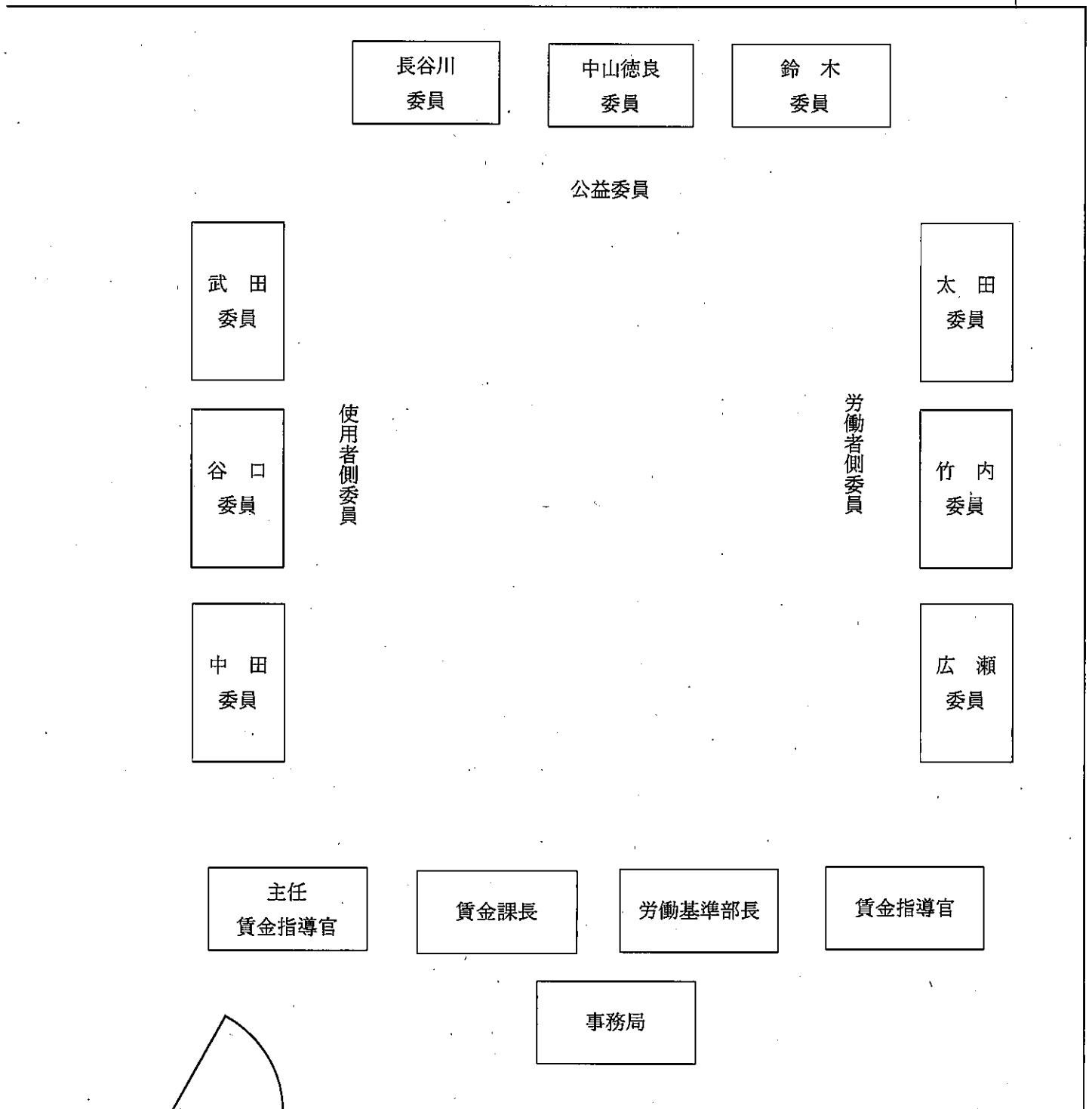
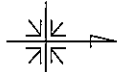
(1) 令和3年度 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について

(2) その他

3 閉 会

愛知地方最低賃金審議会
第3回 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会 配席図

日時：令和3年9月29日（水）午後3:00から
場所：名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室



入口

公 益 案

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業
最低賃金

現行最低賃金額

時間額

948円

[時間額]

引上額

引上率

20円

2.11%

改定額

968円



(案)

令和3年9月29日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県はん用機械器具、生産用機
械器具、業務用機械器具製造業

最低賃金専門部会

部会長 中山 徳良

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械
器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日、第502回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員

太田 淳 一

竹内 隆 織

広瀬 和 彦

使用者代表委員

武田 美穂子

谷口 八 束

中田 勝

公益代表委員

中山 徳良

長谷川 ぶき子

鈴木 進也

(案)

[別 紙]

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) はん用機械器具製造業
- (2) 生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 968 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

愛知地方最低賃金審議会の決定による。